

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年5月7日(火)午後1時30分から午後2時20分
2. 開催場所 宇和島市役所 2階大会議室
3. 出席委員 (44名)
会長 6番 小林 輝彦
会長職務代理者 1番 赤松 宣生

農業委員	2番	氏原 邦弘	3番	大塚 武司
	4番	岡田 久史	5番	河野 行雄
	7番	清家 茂	8番	清家 多美雄
	9番	清家 行範	10番	高木 常樹
	11番	高田 博明	12番	武川 豊茂
	13番	竹葉 邦政	14番	玉木 邦英
	15番	西田 正枝	16番	濱田 金治
	17番	平松 和男	19番	藤岡 功
	20番	松本 高秋	21番	山口 一光
	22番	山口 義幸	23番	山本 義広
	24番	和田 恵子		

最適化推進委員

1番	赤松 聡	2番	井上 和久
3番	小笠原 梅義	5番	清家 宏
6番	瀧水 朝男	7番	谷口 貴
8番	永井 一洋	9番	樋口 秀雄
10番	兵頭 高広	11番	兵頭 三千雄
12番	平山 源一郎	13番	廣見 正信
14番	藤井 万一郎	15番	細川 一男
16番	堀田 善春	17番	松下 雅子
18番	丸山 哲史	19番	森岡 八重子
21番	山口 兼史	22番	山本 一也
23番	吉見 一弥		

4. 欠席委員 (3名)

農業委員 18番 福岡 正彦

推進委員 4番 木村 繁一 20番 安岡 賢司

5. 議事日程
議事録署名委員の指名

14番 玉木 邦英 16番 濱田 金治

報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第2号	農地法第6条の規定による報告について
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約通知について
報告第4号	諸証明について
報告第5号	農地原形変更届出書について
報告第6号	農地原形変更完了届出書について
報告第7号	農地転用確認交付申請書について
報告第8号	農地法第4・5条許可（平成31年2月・3月定例総会分）について

(平成31年3月16日～平成31年4月15日までの事務局処理事案)

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請承認について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請承認について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請承認について
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	宮尾 義文	次長兼管理係長	今西 愛典
農地係長	濱田 英樹	専門員	境本 博佳
主 査	中川 弘徳	臨 時	山本 真由実

7. 産業経済部職員

農業復興統括官	前田 安正
農林課長	和田 恵朗

8. 会議の概要

《宮尾局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席下さい。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるか、マナーモードへの変更をお願いいたします。

《 会 長 》

現在の出席人数は農業委員23名、農地利用最適化推進委員21名であります。定足数に達しておりますので、令和元年5月定例総会を開会いたします

《宮尾局長》

小林会長より、ご挨拶をお願いいたします。

《 会 長 》

改めましてこんにちは。委員さんにおかれましては、大変このように天気の良い中、総会に出席をいただきまして誠にありがとうございます。田植えに始まりまして、外を見渡せばミカンの花の香りがツンと鼻を付く季節になっているのではないかなと思います。

早いもので、豪雨災害から約1年が過ぎようとしております。平成から令和へと1つの区切りを渡って、新しい時代が始まろうとしております。災害に遭われた農家の方々は一度リセットしていただきまして、一步一步進んでいただくしかございませんのでよろしく願いしたらと思います。

只今、前田統括官のご紹介もありました。県も市も一体となって今度の復興にはなるべくスピード感を持った形で取り組む姿勢には変わりはありません。ただ、内容的には現場の厳しさ等、克服しなければならない問題はあると思いますけれども、ここまで来たら一步一步、確実に歩んで行くしかないと思いますので、ご指導、ご協力願えたらと思います。

5月に入りまして、TPPを始めとしました農業的な分野におきましても、アメリカを対象とした駆け引き、色々話題にはなっているのですが、政府自体は夏の参議院選に向けての彩りを良くする位の話しか申ししておりません。このままズルズル行きますと、かなり農業分野ではリスクを背負ってやっていかないといけない場面が増えてくるのではないかなと思います。できる限りそういう事にはさせてはいけない、この日本の農業をどのように考え、どう向いていくか、それとより一層この少子高齢化の中で続けて発展させていくかが課題になってきますので、そこら辺を十分考えて各地区の活動をしていただけたらと思いますのでよろしくお願いします。

本会議も3条、4条、5条大切な案件が出てきております。最後までご審議の程よろしく願いいたします。これをもちまして挨拶に代えさせていただきます。

それでは欠席報告をお願いします。

《今西次長》

はい。福岡農業委員、木村推進委員、安岡推進委員が所用のため欠席でございます。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人を指名いたします。本日の議事録署名人に玉木委員、濱田委員を指名いたします。

それではまず報告第1号から第8号までを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

(報告第1号から第8号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

只今、今西次長より報告第1号から第8号までの報告がありました。

どなたかご質問等ないでしょうか。

(質 問 、 意 見 な し)

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第1号議案書をもとに朗読、説明)

議案第1号、事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであります。3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《平山委員》

1番について説明いたします。相手方の要望で隣接地である〇〇〇〇さんと△△△△さんとの話がまとまり所有権移転となりました。何ら問題ないと思います。

《山本義広委員》

2番ですが、〇〇〇〇さんは非常に熱心な農家であります。何ら問題ありません。

《赤松聡委員》

3番についてご説明します。〇〇〇〇さんはとても真面目な農家で、△△△△さんと所有権移転となりました。何ら問題ないと思います。

《濱田委員》

4番、5番について説明いたします。4番の〇〇〇〇さんは家族3人で熱心に農業に取り組んでおり、かねてより経営拡大のため農地を探していました所、△△△△さんのお父さんと友人である□□□□さんと使用貸借権設定の話があり、このような契約になりました。

5番については同じく◇◇◇◇さんが経営拡大のため農地を探していた所、〇〇〇〇〇さんは耕作者を探していた所、今回の所有権移転で話がまとまったものです。いずれも問題ないと思います。

《大塚委員》

6番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんは29歳で、彼は宇和島市総合戦略

で宇和島市農業新規就農者支援事業で東京より就業支援されています。いわゆるIターン農家でございます。ミカン作りに対する考えも聞きとりしっかりと考えておりますので何ら問題ないと思います。

《堀田委員》

7番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんは酪農家でございます、畜舎を△△△に設置されておられます。畜舎の隣接であります畑について耕作をするという事で話がまとまりました。何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

はい。担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について許可相当と思われます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 多 数)

挙手多数です。よって議案第1号は原案のとおり許可することと決定いたします。続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第2号議案書をもとに朗読、説明)

議案第2号の転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。次のページに位置図を添付しております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《樋口委員》

1番の案件について説明いたします。この土地は周囲を宅地に囲まれており、県道を挟んで海に面しております。転用は問題ないと思います。ただ、駐車場として利用しておりましたので始末書を出していただいております。

《山口一光委員》

2番について説明いたします。この土地は畑ではありますが、〇〇〇〇さんは養鶏

場として利用したいという事で、4月26日に会長を始め事務局等で現地調査を行い、本人からも聞き取り調査を行いました。別に問題ないと思います。

《 会 長 》

はい。担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見等ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

ここで農業委員等に関する法律第31条におきまして、清家多美雄委員の退席を求めます。

・・・・・・・・清家多美雄委員退席・・・・・・・・

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について承認されます農業委員さんは挙手をお願いいたします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員です。よって議案第2号は原案どおり承認することと決定いたします。

清家多美雄委員の入室を認めます。

・・・・・・・・清家多美雄委員着席・・・・・・・・

続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第3号議案書をもとに朗読、説明)

議案第3号の転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《竹葉委員》

失礼します。1番について説明します。〇〇〇〇さん、△△△△さんは親子関係になります。□□□□さんの方が住居を建てたいという事で、使用貸借権の設定をするようになりました。地図等にもありますが、周りは住宅街に囲まれてまして家が建って

います。この下側に水田等もございませんし、農地に影響する事は少ないかなと思います。

2番についても同様ではありますが、◇◇◇◇さんと〇〇〇〇さんは親族関係になります。所有権移転で△△△△さんにとの申請がありました。これについても問題ありません。

《山口義幸委員》

失礼します。3番についてご説明します。〇〇〇〇さんは83歳と高齢でありまして、丁度家の周りにポンカンの樹園地をもたれて栽培をしておられました。なかなか高齢ではあると共に周りが住宅地になりましたので、作業等を周りに気遣いながらしておりました所、△△△△株式会社の方から□□□□薬局の建設という事で店舗地を探しているという話がまいりまして、双方で話がまとまりました。先月4月26日に会長、会長職務代理、事務局等で現地を確認いたしました。地図でもわかりますように、国道56号線に面しまして、また側面の道路は◇◇◇◇に通じる道でございます。排水の方も確認いたしましたが無問題ありません。

尚、今日の申請許可承認がなされた場合には、近隣住民に説明をするという事で話を聞いております。何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

只今、担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見等ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員です。よって議案第3号は原案とおり承認することと決定いたします。

続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画(案)の決定について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

(議案第4号議案書をもとに朗読、説明)

議案第4号の利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

はい。事務局の説明が終わりました。これより担当委員に意見を求めます。

《大塚委員》

1 番について説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんとの更新で何ら問題ないと思います。

《竹葉委員》

2 番ですが、〇〇〇〇君と△△△△さん。□□□□さんが農地を探していた所、◇◇◇◇さんと話がまとまり使用貸借権設定となりました。〇〇〇〇君につきましては若いのですが熱心に農業に取り組んでおられます。新規ではございますが問題ないと思います。

《小林委員》

失礼いたします。3 番の案件について説明します。〇〇〇〇さんとの更新でございます。△△△△さん72歳で高齢にはなってくるのですが、元気で熱心に農業をやっておられます。別段問題ないと思います。

《氏原委員》

4 番について説明いたします。〇〇〇〇さんはサラリーマンのため農業ができないので△△△△さんと新規で賃貸借権設定であります。

5 番について説明いたします。□□□□さんは以前に賃貸借権設定をしておりました耕作者と合意解約をした所を続けて◇◇◇◇さんが耕作をするようになりました。

6 番について説明いたします。〇〇〇〇さんも以前に賃貸借権設定をして耕作してもらっておりましたが、このたび合意解約をしまして新しい耕作者を探していた所、隣接地の△△△△さんをお願いをするようになりました。□□□□さんは真面目に農業をされており問題ないと思います。

《松本委員》

失礼いたします。7 番について説明いたします。〇〇〇〇さんをご高齢でありまして、引き続き△△△△さんが耕作をするという事で話がまとまりました。更新であります。

8 番、9 番の説明をいたします。8 番、9 番は一枚の農地ですが2筆に分かれております。以前□□□□支所の玉葱の苗どころとして使用されておりましたが解約という事で、◇◇◇◇さんと〇〇〇〇さんはどちらもご高齢でありまして、誰か作ってもらう人を探しておりました。隣接する農地で△△△△さんが作られております。□□□□さんに話をした所、耕作をするという事でした。◇◇◇◇さんは真面目に農業に取り組んでおられる方で問題ないと思います。

《平松委員》

10番から13番まで説明いたします。

10番、利用権を受ける〇〇〇〇さんは真面目で農業をやられている方で何ら問題ありません。△△△△さんは高齢のため大野さんに委託されました。

11番、□□□□さんは遠距離に居られる関係上、経営困難という事で大野さんに委託されました。

12番、13番の◇◇◇◇さんは人手不足という事もありまして、誰か耕作する人という事で探していた所、〇〇〇〇さんが引き受けられました。△△△△さんは篤農家でありまして、真面目に熱心に農業をされている方で何ら問題ないと思います。

《清家行範委員》

14番から17番ですが全て新規なのですが、利用権設定を受ける〇〇〇〇さんは真面目で熱心に農作業をやっておられますので何ら問題ないと思います。

《清家宏委員》

18番、19番についてご説明いたします。18番の〇〇〇〇さんと△△△△さんは新規でございますが叔父、甥の関係でございます。□□□□さんは水害で面積が減りましたので叔父さんから借りるという事になりました。

19番の◇◇◇◇さん、〇〇〇〇さんは更新でございますので何ら問題ないと思います。

《平山委員》

20番について説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんとの更新です。□□□□さんは真面目な方で問題ないと思います。

《丸山委員》

21番について説明いたします。〇〇〇〇さんは熱心に農業をされておられます。△△△△さんは病気で入退院を繰り返されており、農作業ができないという事で□□□□さんをお願いして作ってもらうようになりました。何ら問題ないと思います。

《平山委員》

22番、23番、24番について説明いたします。利用権を設定する〇〇〇〇さん、△△△△さん、□□□□さんは3件とも新規ですが、地元でも頼りになる有限会社◇◇◇◇さんとの契約なので問題ないと思います。

《清家茂委員》

25番について説明いたします。〇〇〇〇さんが昨年亡くなられてまして、奥さんの方から生産組合の方に誰か作ってもらえないかという事で話がありまして、隣の耕作者であります△△△△さんと話がまとまりました。別に問題ないと思います。

《山口一光委員》

26番、27番、28番、29番について説明いたします。

26番、更新ではありますが〇〇〇〇さんは高齢ではありますが、息子さんが近くに住んでおられ手伝っており問題ないと思います。

27番、28番、29番の△△△△さんは熱心な農家であります。□□□□さん、◇◇◇◇さん、〇〇〇〇さんとの更新なので問題ないと思います。

《氏原委員》

1番について説明します。〇〇〇〇さんは農業をされておらず農地を売りたいと思っておりました。隣接地の△△△△さんと話がまとまり所有権移転となりました。□□□□さんは熱心な柑橘農家で何ら問題ありません。

《山本義広委員》

2番について説明いたします。〇〇〇〇さんは熱心な農家であります。△△△△さんと話がまとまりまして所有権移転となりました。何ら問題ないと思います。

《丸山委員》

3番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんはここに居ります農業委員の△△△△さんの息子さんであります。前は農業技術員をしておりまして大変熱心な方です。□□□□さんは勤めておりまして、農作業ができないという事で隣に園地があります◇◇◇◇さんをお願いをいたしまして所有権移転をするようになりました。何ら問題ないと思います。

《松下委員》

4番、5番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんは熱心に農業をされておられます。この度、話がまとまり経営拡大のため所有権移転となりました。中晩柑が少ないため中晩柑の種類を増やして行くという意欲的な思いです。後継者も居り問題ないと思います。

《瀧水委員》

6番、7番について説明いたします。現在の所有者の〇〇〇〇さん、△△△△さん共に耕作継続が困難な状況になりましたので、今回、□□□□さん。非常に熱心に農業に取り組んでおられます。この方に所有権移転をする事になりました。問題ないと思います。

《 会 長 》

はい。担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見等ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条に基づきまして、和田委員・森岡委員・山口義幸委員の退席を求めます。

・・・・・・・・ 和田委員・森岡委員・山口義幸委員退席 ・・・・・・・・

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）が出ております。計画を承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

（ 挙 手 全 委 員 ）

挙手全委員であります。よって議案第4号は原案のとおり承認することと決定いたします。

和田委員・森岡委員・山口義幸委員の入室を認めます。

・・・・・・・・ 和田委員・森岡委員・山口義幸委員着席 ・・・・・・・・

以上で令和元年5月定例総会の議案を終了させていただきます。